

令和7年度中野区地域スポーツクラブ公認クラブ募集要項

中野区地域スポーツクラブ（以下、「地域スポーツクラブ」という。）における会員の「マイクラブ意識」の向上及び自主的な地域スポーツクラブの運営参加を図り、地域スポーツクラブの一層の活性化を推進するため、“地域スポーツクラブ公認クラブ”（以下「公認クラブ」という。）を募集します。

公認クラブ申込にあたっては、本募集要項及び「中野区地域スポーツクラブ公認クラブの設立・運営に関する規約」をご確認ください。

1 公認クラブに期待すること・求めること

公認クラブとしての活動目標を示していただくにあたり、区が公認クラブに期待する（あるいは、求める）姿は次のとおりです。

- ① 子どもから高齢者まで幅広い世代がそれぞれのレベルに合わせて様々なスポーツや健康づくりに参加できる場となるクラブであること。
- ② 公認クラブの活動を通じて地域住民が交流し、親交を深めることができる場となるクラブであること。
- ③ 自主的・自立的に運営するクラブであることに加えて、スポーツ・コミュニティプラザの運営委員会へ積極的に参加し、地域スポーツクラブの運営方針等の策定に協力するクラブであること。
- ④ 公認クラブの大会や他の公認クラブ等と協力したイベントを開催し、地域スポーツクラブの活動を広め、新たにスポーツを始める人が参加しやすいクラブであること。

2 公認クラブの認定要件

公認クラブになろうとする団体は、次の①から⑧の要件をすべて満たす団体とします。

- ① 地域スポーツクラブ団体会員登録をしている団体であること。なお、団体構成員は10名以上であり、すべてが小学生以上、かつ7割以上が区内在住、在学、在勤の者であること
- ② 18歳以上の代表1名、副代表1名、会計1名以上の役員を選任していること
- ③ 代表が、地域スポーツクラブ運営委員会の委員として参加できること
- ④ 公認クラブ名称に施設の愛称（Nakatch）を用いること
- ⑤ 公認クラブの活動に必要な経費を当該団体が負担できること
- ⑥ 公認クラブの活動内容を、地域スポーツクラブ会員等が広く参加できるようなものとする
- ⑦ 公認クラブの構成員が、地域スポーツクラブで実施する事業に参加できること
- ⑧ 年に1回以上、地域内のスポーツクラブ会員等にも広く参加を促しながら、大会や発表会・交流会等を開催できること。

3 公認クラブの優遇措置等

地域スポーツクラブが承認した公認クラブは、次の優遇措置を受けることができます。

- ① 公認クラブは、公認クラブではない地域スポーツクラブ団体会員に優先して、

同一月において5枠を限度として、施設を予約することができます。

- ② 公認クラブが活動するための必要な用具や物品等を各施設管理運営者が認めた場合、範囲や期間を定めて各スポーツ・コミュニティプラザ内に保管することができます。
- ③ 公認クラブは、スポーツ・コミュニティプラザのホームページ上において、活動内容の紹介や会員募集等の情報を掲載することができます。
- ④ 公認クラブは、地域内のスポーツクラブ会員との連携・協働によるイベントや交流活動を企画・実施する際、又は部活動支援を実施する際は、事務局と協議の上、公認クラブではない地域スポーツクラブ団体会員に優先して、施設を予約することができます。

4 公認クラブの上限数

原則として、スポーツ・コミュニティプラザ（中部・南部・鷺宮）につき、1種目（競技）、1クラブとし、各施設4クラブを上限とします。ただし、希望数が上限に満たない場合は、同一種目に複数クラブを認める場合があります。また、障害者スポーツやユニバーサルスポーツ、部活動支援、指導者育成を積極的に推進するクラブについては、他クラブと同じ種目においても公認クラブとして承認する場合・4団体を超えて承認する場合があります。

5 公認クラブの承認期間

2年間 令和8年4月1日～令和10年3月31日

ただし、中野区地域スポーツクラブ公認クラブの設立・運営に関する規約第6条の要件に該当するに至った場合は公認クラブの承認を取り消すこととします。なお、2年ごとに新規に公募をするものとします。

6 申込書類

- ・登録申請書及び構成員名簿（様式指定あり）
- ・会則（様式自由）
- ・令和8年度の活動計画及び収支計画（様式自由）
- ・活動実績（新たに立ち上げた団体については提出不要）
- ・公認クラブとしての活動目標・クラブ紹介（様式自由）

※「1. 公認クラブに求めること・期待すること」を踏まえた上で記載してください。

※ 申込書類については、中野区及び各施設ホームページでダウンロードできるほか、各施設窓口でも配布しております。

7 申請受付期間

令和7年11月10日(月)～令和7年12月5日(金)

8 申請方法・提出場所

応募様式に必要事項等を記載し、各地域スポーツクラブ事務局（中部・南部・鷺宮スポーツ・コミュニティプラザ窓口）へ原則、持参により提出してください。

9 審 査

地域スポーツクラブ理事会において、審査を行います。

なお、審査の結果については、令和8年1月中旬頃申請団体の代表宛に通知を行います。

10 問合せ

ご不明点等につきましては、下記担当にお問合せ下さい。

【 担 当 】

中野区地域スポーツクラブ事務局

（中部スポーツ・コミュニティプラザ）

TEL：03-3363-0608

（南部スポーツ・コミュニティプラザ）

TEL：03-5340-7881

（鷺宮スポーツ・コミュニティプラザ）

TEL：03-3337-1771

スポーツ振興課スポーツ環境整備係

TEL：03-3228-8864